

## 第21回 高松市新型コロナウイルス対策本部会議

日 時 令和3年4月5日(月)  
午後4時30分から  
場 所 防災合同庁舎 301会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 題

- (1) 香川県の感染拡大防止集中対策期における対策について
- (2) 感染者の急増を受けた本市の対応について
  - ① 保健所体制の整備について
  - ② 無症状者に対するPCR検査の状況について
  - ③ 本市主催の会議等の開催について
  - ④ 学校における対応について
- (3) 本市職員の感染防止の徹底について
- (4) 市長からの緊急のお願い
  - ① 新型コロナワクチン住民接種の予約受付開始に当たって
  - ② 市内での新規感染者の急拡大を受けて

#### 3 閉 会

《議題 1》

資料①

# 香川県の現状

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
106人	6人

4月 累積新規感染者数 (4月2日現在)	3月 累積新規感染者数
39人	99人

指 標	4月2日現在	(参考) 国分科会提言 (R2&7) における指標及び目安	
		ステージⅢ	ステージⅣ
①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり <b>11.1人</b> <直近1週間(3/27~4/2) 106人>	1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
②感染経路不明者数の割合	<b>34.0%</b> <①の106人のうち感染経路不明は36人>	50%以上	
③直近1週間と先週1週間の比較	<b>17.7</b> <先週1週間(3/20~3/26) 6人>	1を超える	
④病床のひっ迫具合 (病床全体)	<b>19.6%</b> <入院患者41人 / 病床209床>	20%以上	50%以上
〃 (うち重症者用病床)	<b>0.0%</b> <重症患者0人 / 病床26床>	20%以上	50%以上
⑤療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり <b>11.8人</b> <113人 [入院41、宿泊療養等72]>	10万人当たり 15人以上	10万人当たり 25人以上
⑥直近1週間のPCR陽性率	<b>4.0%</b> <陽性106人 / 検査数2635人>	10%以上	

## 感染拡大防止集中対策期における対策（4月4日以降）について

令和3年4月3日

○対策期間：4月4日（日）～4月24日（土）

### 1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

#### （1）外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
  - 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請  
また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
  - 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
  - 国の「まん延防止等重点措置」期間中の対象区域への不要不急の往来自粛を協力要請
  - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請  
**別添1**（省略）：気をつけていただきたいこと
  - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
  - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請  
**別添2**（省略）：業種別ガイドライン
  - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
  - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請  
**別添3**（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

#### （2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請  
**別添4**（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」  
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添5**（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」  
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請  
**別添6**（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

## 2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

○飲食店への営業時間の短縮を協力要請（別紙のとおり）

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添2（再掲）：業種別ガイドライン

別添7（省略）：今後における適切な感染防止対策

別添8（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添3（再掲）：かがわコロナお知らせシステム

別添9（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること

- ・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること

- ・手洗い・手指消毒を徹底すること

- ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること

- ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと

- ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

○介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請

## 3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

○催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請

協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添10（省略）：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添11（省略）：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

## 4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で、開館

## 5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

○ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。

（注）LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

## 飲食店への営業時間短縮の要請

### 1. 実施期間

令和3年4月7日（水）～4月20日（火）

### 2. 対象区域 県内全域

### 3. 根拠 特措法第24条第9項

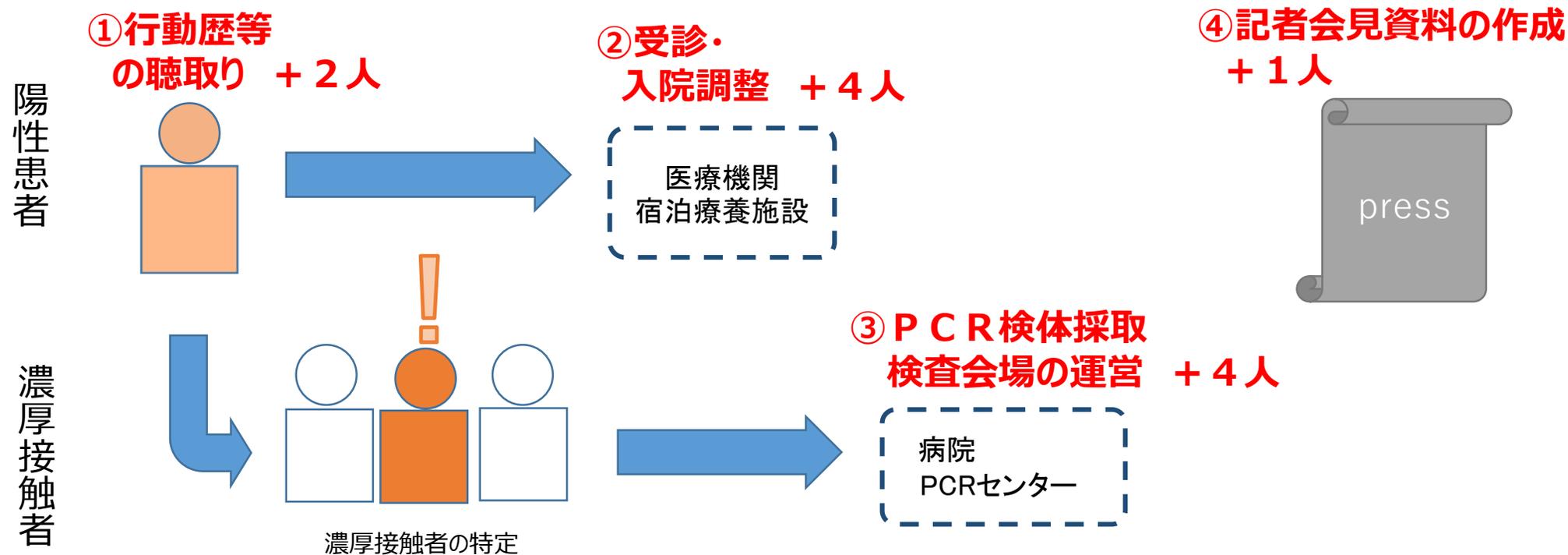
### 4. 対象及び内容等

対象	内 容
店舗	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 飲食店に対し、営業時間短縮の要請</li><li>・ 営業時間は、午前5時から午後9時までに限る</li><li>・ 酒類提供は、午後8時までに限る</li></ul> <p>※県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗</p> <p>(小売りを営業主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く)</p>

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)
移行基準	①直近1週間の累積新規感染者数 (直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数)	—	5人程度以上 (0.5人以上)	24人程度以上 (2.5人以上)	48人程度以上 (5人以上)	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
	②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
	③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	④病床のひっ迫具合(病床全体)	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	④病床のひっ迫具合(うち重症者用病床)	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	⑤療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数※) ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	—	—	—	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	10%以上	10%以上
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間(少なくとも2週間)経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断				
○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討							
対応方針	共通事項(※1)	3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ(COCA)」のインストール・積極的活用					
	県民への要請等	<b>【法に基づかない協力依頼】</b> ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	(1)の対策の徹底	<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	<b>【法24⑩による要請】</b> ・(1)②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	<b>【法24⑨又は法31の6②による要請】</b> ・(4)の対策に加え、他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請することを検討	<b>【法24⑨又は法45①による要請】</b> ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(特に夜間の自粛の徹底)について要請を検討
	事業者への要請等	<b>【法に基づかない協力依頼】</b> ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)の対策の強力な推進	<b>【法24⑩による要請】</b> ・(3)の対策に加え、飲食店に対する時短要請を検討	<b>【法24⑨又は法31の6①による要請】</b> ・(4)の対策のほか、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	<b>【法24⑨又は法45②による要請】</b> ・(4)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請を検討
	イベント等の開催(※3)	<b>【法に基づかない協力依頼】</b> ・「催物(イベント等)の開催に当たっての留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)の対策と同様	<b>【法24⑩による要請】</b> ・(1)の対策と同様	<b>【法24⑨又は法31の6①による要請】</b> ・(1)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	<b>【法24⑨又は法45②による要請】</b> ・(1)の対策に加え、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討
	県有施設等における対応	・適切な感染防止対策を講じた上で開館		・(1)の対策と同様	・(1)の対策と同様	・(1)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短を検討	・(1)の対策に加え、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、時短を検討
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 休業等を要請する「感染拡大につながる恐れのある施設」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討							

## 1 保健所の体制整備

次の①～③の業務に応援職員を増員することにより、陽性患者が急増した場合においても、陽性者の医療機関の受診と、濃厚接触者へのPCR検査を迅速に行える体制を確保する。



## 2 無症状者に対するPCR検査の状況

	65歳以上の 高齢者PCR検査費用助成	介護施設等従事者PCR検査
対象者	65歳以上の高齢者	入所系の介護施設等の従事者
検査種別	PCR検査 (だ液・鼻咽頭ぬぐい液等)	PCR検査 (だ液)
検査実施機関	本事業に参加希望する医療機関	委託契約検査機関
検査費用	一人1回当たり17,000円助成	市が全額負担
実施期間	令和3年4月～4年3月末まで (予定)	令和3年4月～6月末まで
検査回数	回数制限なし	実施期間内に一人当たり 3回まで



令和3年4月5日

各所属長 殿

高松市新型コロナウイルス対策本部

**「感染拡大防止集中対策期」における市主催の会議等の開催について**

昨日、新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針の警戒レベルが「感染拡大防止集中対策期」（6段階のうち上から2番目）に引き上げられたことや、市内での新規感染者の急増を受け、本市主催の総会や説明会などの会議等はできる限り、対面での開催を避け、書面方式やリモート方式を採用するなど、工夫を凝らした開催方法を検討いただきますよう、お願いします。

なお、この期間、対面での開催がどうしても必要である会議等については、感染防止対策を徹底した上で、必要に応じ、参加人数を制限したり、開催時間を短縮するなどの対策を取り、開催いただきますよう、お願いします。

## 《議題 2 - ④》

高教学第3004号

令和3年4月5日

各高松市立小学校長 殿  
各高松市立中学校長 殿  
高松第一高等学校長 殿

高松市教育委員会  
教育長 藤本 泰雄  
(公印省略)

本市立学校における「感染拡大防止集中対策期」の学校における対応について (依頼)

このことについては、令和3年3月31日付高教学第3496号を参考に、引き続き、感染防止対策の徹底に努め、安心・安全な新学期を迎えられるよう、適切な対応をお願いします。

加えて、本市において、10歳未満や10歳代の学生及び教職員の感染が複数確認されていることから、「感染拡大防止集中対策期」である、4月6日(火)～24日(土)において、下記に示す内容について、特に重点的に取り組むこととします。

各学校においては、児童生徒、教職員、保護者等へ周知・連絡し、感染予防対策の徹底について、丁寧な対応をお願いします。

### 記

#### 出席等の対応

- 朝の児童生徒の検温、健康状況の把握を徹底すること。
- 児童生徒本人のみならず、同居の家族にかぜ症状が見られ、児童生徒本人の出席を見合わせる場合には、欠席とせず、出席停止とすること。
- 児童生徒の感染リスクが心配される場合の欠席については、学校に相談することを原則としているが、そうした場合も出席停止とする。
- 欠席の場合に、学校とオンラインによる学習等を希望する場合は、学校に相談することとしていることから、家庭の接続環境等を確認し、時間帯を決めて対応をすること。

#### 日常の感染防止対策

- 学校では、引き続き、人と人の身体的距離の確保、マスク着用、換気、手洗い、うがい、給食時の対策、消毒等を徹底すること。
- 給食の食事時は、引き続きスクール形式で実施し、放送による音楽や読み聞かせを聞くなど、可能な限り会話を控え、会話をする時はマスクを着用するよう指導すること。
- 換気は、常時行い、難しい場合は、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にし、換気を行うこと。
- 始業式、入学式、朝礼等の集会は、人数制限等、感染症対策を講じて行うこと。
- 入学式の体育館への入場は、新入学児童生徒、保護者、関係教職員のみとすること。
- 始業式、朝礼等の集会は、体育館へ集まって行うのではなく、教室で、オンラインを使って実施すること。

- 期間中は話し合い活動やグループ学習を回避するなど、これまで以上に授業形態に留意すること。
- 運動時のマスク着用は必要ないが、人と人との距離が確保されない状況で、十分な呼吸ができないリスクがある場合以外は、着用すること。
- 部活動実施の可否については、部活動顧問のみで実施を決定するのではなく、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認し、真に必要であるかを慎重に判断して決定すること。
  - ・ 活動時における参加者の出欠状況や健康状態の把握に努め、体調管理を徹底すること。
  - ・ 同じ部活動に所属する生徒が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず、感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行い、感染症対策を徹底すること。
  - ・ 部活動の取組については、当面の間、本通知が示す対応を遵守すること。今後、対応等に変更が生じる場合は、改めて通知する。
- ◎ 以上のことについては、発達段階に応じて、児童生徒と話し合う機会を持ちながら、児童生徒自らが率先して対策に取り組めるようにしていく。
- この期間中は、授業参観等PTA関連行事は実施しないこと。
- 習い事やスポーツ教室等で、人との接触がある放課後の活動などへの参加については、習い事先やスポーツ教室等の具体的な感染予防対策を、保護者が確認するよう周知すること。

### 清掃、消毒

- 日々の清掃活動を徹底し、清潔な空間を保持する。
- 消毒は通常の清掃活動の一環として行っても差し支えないが、特に、ドアノブや手すり、スイッチなどよく触れる場所は、入念に行う。

### 欠席の場合のオンライン学習

- 保護者の希望や家庭の通信環境を確認し、可能な限りオンライン学習を行うこと。
- そのうち、学校の担任等との会話やA I型ドリル（すらら学習）は、全学校で行うこと。
- 教室の授業をオンラインでつなぐことに関しては、可能な範囲で行うこと。

### 教職員の感染予防対策

- 教職員本人も出勤前の検温、健康状態の把握を徹底すること。
- 教職員本人、家族、本人の知人や親族等接触者で風邪症状が見られる場合は、教職員の出勤を控えさせるなど、学校での感染リスクの軽減を図ること。
- 発熱のない体調不良であっても教職員が安心して出勤を控えることができるよう、職場の環境づくりに努めること。
- 多人数での会食や、食事を共にすることは感染リスクを高めることになることから、慎重に判断すること。

## 市民の皆様への緊急メッセージ

～新型コロナワクチン住民接種の予約受付開始に当たって～

令和3年4月5日

4月5日（月）から、75歳以上の方を対象に、高松市内の協力医療機関で、新型コロナワクチン接種の予約受付が始まりました。

この度のワクチン接種は、感染拡大の抑制と収束に向けた強力な手段となるものであり、多くの市民の皆様が、大きな期待を寄せているものと存じます。

しかしながら、現在、ワクチンの供給量が非常に少ないため、当面、予約受付ができない医療機関があります。また、予約ができて、**大多数の方の接種は、5月以降となりますので、医療機関への問い合わせ等については、冷静な対応をお願いします。**

国におきましては、6月末までに、全ての65歳以上の方が接種を終えることができるよう、ワクチンの供給を行うとしております。

本市といたしましては、今後、国のワクチン配分に係る動向を見極めながら、迅速かつ正確な情報提供を行ってまいりますので、市民の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

高松市長 大西 秀人

## 市民の皆様への緊急メッセージ

～市内での新規感染者の急拡大を受けて～

令和3年4月5日

香川県では、県内での急激な感染拡大を受けて、昨日から、新型コロナウイルス感染症対処方針の警戒レベルを、上から2番目の「感染拡大防止集中対策期」に引き上げたところです。

最近の県下における新規感染者の増加の中心は、本市であり、直近の1週間とその前の1週間との比較では、8.9倍となるなど、感染拡大のリスクが急激に高まっていると言わざるを得ません。

市民の皆様には、これまで以上に緊張感を持ち、次の点に御留意いただきたいと思います。

- 不要不急の外出については、県内外を問わず、慎重に検討してください。  
また、「まん延防止等重点措置」の対象区域との不要不急の往来については、自粛をしてください。
- 「3つの密」（密閉、密集、密接）に該当する場所に行くことは、徹底して避けてください。
- 「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いの励行」など、基本的な感染防止対策を、これまで以上に徹底してください。

また、県内の飲食店に対して、県から営業時間の短縮要請が出ています。感染拡大の抑止のために必要な措置だと考えますので、市民の皆様、関係者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

私たちは、今、それぞれができる最大限の感染防止対策を実践することが求められています。ご自身やご家族、大切な方、そして、地域社会を感染から守るため、引き続き、感染防止対策の徹底に、御協力をお願いいたします。

高松市長 大西 裕人